

⑥ 観光誘客による公共交通の活用

目標⑥に対応

概要

地域の観光資源や大規模イベントと連携した企画乗車券や、MaaS による観光施設と公共交通の連携、GTFIS-JP データの整備による来訪者が公共交通を利用しやすい環境の構築など、観光誘客と公共交通利用促進が一体となった取組を検討する。

具体的な内容

●観光客等の公共交通利用へのインセンティブ付与による観光誘客と公共交通の利用促進

・地域の観光資源やイベントと連携した企画乗車券の企画などにより、公共交通での来訪にインセンティブを与える取組を実施することで、観光誘客と公共交通利用促進に取り組む。

■「十勝 MaaS プロジェクト」の実証実験では、バス乗車券と飲食店・施設の利用券のセット販売や施設割引クーポン付きの JR・バスホリデーパスの販売を行っている。

販売チケット一覧（予定）

チケットの内容	料金額
十勝バス【大空団地(左右二重矢印)帯広駅周辺】1 回往復&北の屋台チケット (1,100円分) 2枚	2,500円
十勝バス【大空団地(左右二重矢印)帯広駅周辺】1 回往復&北の屋台チケット (1,100円分) 4枚	4,500円
拓殖バス【緑帯台・雄飛が丘団地(左右二重矢印)帯広駅周辺】1 回往復&北の屋台チケット (1,100円分) 2枚	2,600円
拓殖バス【緑帯台・雄飛が丘団地(左右二重矢印)帯広駅周辺】1 回往復&北の屋台チケット (1,100円分) 4枚	4,600円
タクシー・北の屋台どちらでも利用可能なチケット (1,100円分) 3枚	3,000円
タクシー・北の屋台どちらでも利用可能なチケット (1,100円分) 5枚	5,000円
十勝バス【大空団地(左右二重矢印)帯広駅周辺】1 回往復&一心グループ飲み放題チケット (1日分)	800円
十勝バス【大空団地(左右二重矢印)帯広駅周辺】&一心グループ飲み放題 2 通船フリーバス	2,500円
拓殖バス【緑帯台・雄飛が丘団地(左右二重矢印)帯広駅周辺】1 回往復&一心グループ飲み放題チケット (1日分)	1,000円
十勝バス【帯広市内(左右二重矢印)イオン帯広店前】1 回往復&びざん特別割引メニュー注文券 (1回分)	300円
十勝バス【帯広市内(左右二重矢印)イオン帯広店前】&ひざん飲み放題 2 通船フリーバス	2,000円
十勝バス【帯広市内(左右二重矢印)イオン帯広店前】1 回往復&北海道ホテル日帰り入浴券 (1回分)	1,500円
十勝バス【帯広市内(左右二重矢印)イオン帯広店前】&北海道ホテル日帰り入浴 2 通船フリーバス	10,000円
十勝バス【帯広市内(左右二重矢印)柏林台北町 3丁目・柏林台南町 2丁目・国道西17条】1 回往復&	2,280円
十勝ヘルスケアクリニックインフルエンザワクチン接種引換券	
十勝バス【帯広市内(左右二重矢印)柏林台北町 3丁目・柏林台南町 2丁目・国道西17条】1 回往復&	10,000円
メディカルフィットネスとかちトライアルチケット (1回分)	

※「藤丸」や「おおぞライナー」で購入チケットを見せるとお得なサービスが受けられます！

十勝ホリデーバス (JR・バス)

- ・発売期間 令和3年2月20日(土)～令和3年3月28日(日)
- ・利用期間 令和3年2月20日(土)～令和3年3月28日(日)の土・日・祝日
- ・利用区間 JR北海道(旭川本線新得～浦幌間の普通列車自由席)  
十勝バス(路線バス全線)  
北海道拓殖バス(路線バス全線)
- ・料金 大人2,250円、子ども1,110円
- ・販売場所 JR新得駅、JR十勝清水駅、JR芽室駅、JR帯広駅、JR札内駅、JR帯広別荘、JR池田駅、JR浦幌駅

<利用者特典>

対象施設	特典内容
藤丸百貨店	1,000円以上のお買い物で利用可能な100円割引チケット3枚プレゼント
北海道四季彩館 帯広店	お買い物金額から10%引き※一部対象外あり
天然温泉やよい乃湯	特別入浴料 (大人350円・小人140円)
おびひろ動物園	入園料半額 (～2/28まで)
十勝川温泉菅井ホテル	特別入浴料 (大人500円・小人250円)
十勝川温泉菅井ホテル (レンタルタオル付き)	特別入浴料 (大人800円・小人550円)
十勝川温泉大平屋	特別入浴料 (大人700円・小人400円)
十勝川温泉観月苑	特別入浴料 (1,350円)
十勝川温泉第一ホテル 豊州亭 豆腐亭	特別入浴料 (1,200円)
丸美ヶ丘温泉ホテル	特別入浴料 (大人360円・小人80円)
新得駅内売店「ステラステーション」	記念マグネットプレゼント
神田日機記念美術館	入館料無料
鷹通町国際交流センター・CafeHEISEI KAN	コーヒー1杯サービス
とかち鷹通シパーク・ビジターセンター	入館料無料
開成斎斎料館	記念品プレゼント
十勝帯広温泉グランヴィリオホテル	特別入浴料 (大人500円・小人500円)
忠類ナウマン記念館	特別入浴料 (大人200円・小人100円)
十勝ナウマン温泉ホテルアルコ	特別入浴料 (大人400円・小人200円)

●GTFIS-JP データの整備によるシームレスな乗継情報の提供

・観光客などの来訪者が、幹線交通・広域交通・生活圏交通を含めて各交通モード間のスムーズな乗換ができるように、各交通モードの運行管理者・事業者が GTFIS-JP データを整備して公共交通の経路検索事業者に提供する。

■後志地域の高速バス・路線バスの運行事業者は、整備済みである。

実施主体及び協力団体関係団体

北海道、市町村、交通事業者

スケジュール

2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
適宜、取組みを実施				

## 9. 計画の達成状況の評価

### 9.1 目標達成状況のモニタリング方法

本計画の目標の達成状況に関するモニタリング方法として、評価指標と目標値、評価指標の測定方法を以下に示す。指標値の測定は、毎年度実施し、計画期間中における目標の達成状況を継続的にモニタリングする。

表 9-1 目標達成度の評価指標のモニタリング方法

No	目標	数値指標	現状値	目標値	指標値の測定方法
指標①	目標① 目標②	広域交通の日あたりの平日運行便数	257 便/日 (2020年度)	257 便/日 (2026年度)	広域交通の運行事業者(3社)からの提供データによる確認(毎年6月頃に前年度の運行便数データを収集)
指標②		広域交通の収支率(補助金適用前)※	37.2 % (2021年度)	37.2 % (2026年度)	広域交通の運行事業者(3社)からの提供データによる確認(毎年6月頃に前年度の収支率データを収集)
指標③	目標③	後志地域の路線バスのドライバー数	293 人 (2021年度)	293 人 (2026年度)	広域交通の運行事業者(3社)からの提供データによる確認(毎年6月頃に前年度末のドライバー数を収集)
指標④	目標④	乗継環境向上のための運行見直し・拠点整備の実施件数	—	10 件/5年 (2022-2026)	市町村(21箇所)と運行事業者(3社)への調査による確認(毎年6月頃に前年度の実施状況を調査)
指標⑤	目標⑤ 目標⑥	広域交通の日平均輸送人員(通常期平日)	3,800 人/日 (2020.4-10)	3,800 人/日 (2026.4-10)	広域交通の運行事業者(3社)からの提供データによる確認(毎年6月頃に前年度の輸送人員データを収集)
指標⑥		関係機関による地域住民・来訪者の公共交通利用促進策の実施件数	—	10 件/5年 (2022-2026)	市町村(21箇所)と運行事業者(3社)への調査による確認(毎年6月頃に前年度の実施状況を調査)

※当地域において運行されている地域間幹線系統、広域生活交通路線及び市町村生活バス路線の令和3年度補助対象経費における収支合計を基に算出

---

## 9.2 評価結果を踏まえた計画の見直し（PDCA サイクル）

本計画（Plan）の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況（Do）を確認した上で、目標の達成状況（数値指標）を評価（Check）し、必要に応じて、施策・事業の見直し（Action）を検討する。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を改定するとともに、施策・事業の予定に反映し（Plan）、着実に施策・事業を実施（Do）していく。

本計画は、上記のPDCA サイクルを回しながら進捗を管理して運用する。なお、PDCA サイクルによる運用にあたっては、毎年度、北海道後志地域公共交通活性化協議会を開催し、構成機関の認識の共通化を図りながら進める。

## 付属資料

### (1) 北海道後志地域公共交通活性化協議会 規約

#### 北海道後志地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道後志地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な業務

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、北海道後志総合振興局副局長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
- 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
- (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
  - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
  - (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
  - (5) 協議会の解散に関する事項
  - (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議

- 
- 決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項については、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- （幹事会）
- 第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置き、北海道後志総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、総会に提案する事項その他幹事長が必要と認めた事項を協議するものとする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集する。
- 6 幹事長は、幹事会の開催の日時、場所及び幹事会で協議する事項をあらかじめ幹事に通知しなければならない。
- 7 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 8 幹事は、やむを得ない理由により幹事会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該幹事の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該幹事は、幹事会に出席したものとみなす。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 10 第5項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、第4項に規定する事項について書面により幹事の意見を徴する方法により幹事会を行うことができる。この場合において、幹事長が指定する期日までに書面を提出した幹事の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の議決があったものとみなす。
- 11 幹事長は、幹事会の議決があった事項を速やかに協議会に報告しなければならない。
- 12 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。
- （分科会）
- 第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。
- （協議結果の尊重義務）
- 第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。
- （守秘義務）
- 第10条 委員並びに第6条第10項及び第7条第9項の規定により総会又は幹事会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
-